相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県松戸市六高台四丁目一一番地三、最後の住所千葉県松戸市六高台四丁目一一番地の三　ピアコート六実一〇二号

被相続人　亡　瀬尾　時英

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月四日

事務所千葉県松戸市松戸一二八一―二九住友生命松戸ビル五階　東葛総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　萩原　得誉

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都文京区本駒込四丁目一三七番地、最後の住所東京都板橋区前野町五丁目二七番七号センチュリーシティ常盤台

被相続人　亡　米田　妙子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月四日

東京都港区愛宕一―三―四愛宕東洋ビル五階芝綜合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　工藤　英知

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県小田原市堀之内二六五番地、最後の住所不詳

被相続人　亡　坪井　敬侃

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月四日

神奈川県平塚市宮の前二番三号桂エンタープライズビル五階

相続財産管理人　弁護士　貝原　吉記

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県羽咋市滝町カ一六四番地、最後の住所石川県羽咋市一ノ宮町ナ三三番地二

被相続人　亡　本吉　亮治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月四日

石川県七尾市万行町三部四八番地二五、事務所石川県七尾市藤橋町申部四九番地一

相続財産管理人　津田　晃

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県七尾市矢田町ミ部八一番地一、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　林　常秋

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月四日

石川県七尾市万行町三部四八番地二五、事務所石川県七尾市藤橋町申部四九番地一山岸ビル一階　相続財産管理人　津田　晃

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県海津市平田町西島九二〇番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　伊藤　太郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月四日

岐阜県揖斐郡池田町本郷一三五七番地の一

相続財産管理人　矢橋　浩司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県名古屋市中川区かの里一丁目一五〇三番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　佐藤　重之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月四日

愛知県名古屋市中区丸の内一丁目四番一九号愛協ビル二B福本総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　福本　美苗

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府貝塚市海塚三丁目四三九番地、最後の住所大阪府堺市伏尾一九六番地

被相続人　亡　服部平太郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月四日

大阪府堺市堺区中瓦町一丁四番二七号小西ビル六階

相続財産管理人　弁護士　大江　洋一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府豊中市北桜塚二丁目三一番地、最後の住所大阪府豊中市北桜塚二丁目二番一三号

被相続人　亡　宮脇　順子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月四日

大阪府大阪市北区西天満三丁目一四番一六号西天満パークビル三号館八階

相続財産管理人　弁護士　岩佐　嘉彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県加西市広原町四二八番地、最後の住所兵庫県明石市貴崎四丁目三番三―二〇八号

被相続人　亡　高見　泰ほ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月四日

神戸市中央区京町七四番地　京町七四番ビル六階　かがやき法律事務所

相続財産管理人　弁護士　須山幸一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神戸市北区唐櫃台三丁目六番、最後の住所神戸市北区長尾町上津四六六三番地の三有馬高原病院内　被相続人　亡　鶴谷　武志

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月四日

神戸市中央区播磨町四九番地　神戸旧居留地平和ビル二階　弁護士法人あさひ法律事務所

相続財産管理人　中村　真

第29期決算公告　平成26年9月4日

三重県四日市市千歳町6番地の6

四日市物流サービス株式会社

代表取締役　山下　潤

貸借対照表の要旨（平成26年3月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	554,692
	固定資産	121,377
	資産合計	676,070
負債及び純資産の部	流動負債	312,393
	固定負債	100,822
	負債合計	413,215
	株主資本	262,854
	資本金	10,000
	利益剰余金	252,854
	その他利益剰余金	252,854
	（うち当期純利益）	(5,477)
	純資産合計	262,854
	負債・純資産合計	676,070

第62期決算公告　平成26年9月4日

岐阜県岐阜市菅生8丁目7番21号

株式会社ナレッジ・デザイン

代表取締役　信田　哲彦

貸借対照表の要旨（平成26年5月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	1,680,604
	固定資産	808,401
	資産合計	2,489,005
負債及び純資産の部	流動負債	1,054,984
	固定負債	683,039
	負債合計	751,449
	株主資本	100,000
	資本金	95,379
	資本剰余金	556,069
	資本準備金	750
	利益剰余金	555,319
	その他利益剰余金	(53,151)
	（うち当期純利益）	△ 467
	評価・換算差額等	2,489,005
	負債・純資産合計	

第1期決算公告　平成26年6月24日

岐阜県恵那市長島町久須見18番地の1

株式会社ナルコ恵那

代表取締役　中元　昭司

貸借対照表の要旨（平成26年3月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	449,132
	固定資産	759,533
	資産合計	1,208,665
負債及び純資産の部	流動負債	622,663
	固定負債	270,303
	負債合計	314,200
	株主資本	100,000
	資本金	100,000
	資本剰余金	100,000
	資本準備金	114,200
	利益剰余金	114,200
	その他利益剰余金	(114,200)
	（うち当期純利益）	1,499
	評価・換算差額等	1,208,665
	負債・純資産合計	